# 年金記録に係る苦情のあっせん等について

# 年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	ナム	楽	の概要	歹

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係 1件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和3年生

## 2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和48年12月31日から49年1月1日まで 私の厚生年金保険記録を確認したところ、昭和48年12月31日にA社 を資格喪失し、49年1月1日に親会社であるB社で資格取得したと記録 されているが、資格喪失日以降も同事業所で継続して勤務しており、加 入記録が1か月間の空白となっていることに納得がいかないので、申立 期間について厚生年金保険の加入記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の親会社であるB社が保管する申立人に係る人事カードにより、申立人は、昭和 45 年2月1日にB社からA社に異動し、申立期間を含む 50 年1月15日まで継続して勤務していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。一方、上述のとおり、A社は昭和48年12月31日に適用事業所でなくなっているが、同社に係る法人登記簿により、昭和45年1月9日の会社設立から平成18年9月30日まで登記されていることが確認できる上、申立期間当時に同社の役員であった者及び複数の同僚は、申立期間当時、従業員が20人くらいいたと述べていることから、当該事業所は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年11月の社会保険事務所(当時)の記録から、17万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和7年生

## 2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和48年12月31日から49年1月1日まで 私の厚生年金保険記録を確認したところ、昭和48年12月31日にA社 を資格喪失し、49年1月1日に親会社であるB社で資格取得したと記録 されているが、資格喪失日以降も同事業所で継続して勤務しており、加 入記録が1か月間の空白となっていることに納得がいかないので、申立 期間について厚生年金保険の加入記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の親会社であるB社が保管する申立人に係る人事カードにより、申立人は、昭和 45 年2月1日にB社からA社に異動し、申立期間を含む 50 年4月1日現在まで継続して勤務していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。一方、上述のとおり、A社は昭和48年12月31日に適用事業所でなくなっているが、同社に係る法人登記簿により、昭和45年1月9日の会社設立から平成18年9月30日まで登記されていることが確認できる上、申立期間当時に同社の役員であった者及び複数の同僚は、申立期間当時、従業員が20人くらいいたと述べていることから、当該事業所は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年11月の社会保険事務所(当時)の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和21年生

## 2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和48年12月31日から49年1月1日まで 私の厚生年金保険記録を確認したところ、昭和48年12月31日にA社 を資格喪失し、49年1月1日に親会社であるB社で資格取得したと記録 されているが、資格喪失日以降も同事業所で継続して勤務しており、加 入記録が1か月間の空白となっていることに納得がいかないので、申立 期間について厚生年金保険の加入記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の親会社であるB社が保管する申立人に係る人事カードにより、申立人は、昭和47年8月1日にA社に入社し、申立期間を含む50年1月15日まで継続して勤務していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。一方、上述のとおり、A社は昭和48年12月31日に適用事業所でなくなっているが、同社に係る法人登記簿により、昭和45年1月9日の会社設立から平成18年9月30日まで登記されていることが確認できる上、申立期間当時に同社の役員であった者及び複数の同僚は、申立期間当時、従業員が20人くらいいたと述べていることから、当該事業所は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年11月の社会保険事務所(当時)の記録から、8万6,000円とすること

なお、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

が妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

## 2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和48年12月31日から49年1月1日まで 私の厚生年金保険記録を確認したところ、昭和48年12月31日にA社 を資格喪失し、49年1月1日に親会社であるB社で資格取得したと記録 されているが、資格喪失日以降も同事業所で継続して勤務しており、加 入記録が1か月間の空白となっていることに納得がいかないので、申立 期間について厚生年金保険の加入記録として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

A社の親会社であるB社が保管する申立人に係る人事カードにより、申立人は、昭和 45 年2月1日にB社からA社に異動し、申立期間を含む 52 年4月1日現在まで継続して勤務していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。一方、上述のとおり、A社は昭和48年12月31日に適用事業所でなくなっているが、同社に係る法人登記簿により、昭和45年1月9日の会社設立から平成18年9月30日まで登記されていることが確認できる上、申立期間当時に同社の役員であった者及び複数の同僚は、申立期間当時、従業員が20人くらいいたと述べていることから、当該事業所は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年11月の社会保険事務所(当時)の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和23年生

## 2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和48年12月31日から49年1月1日まで 私の厚生年金保険記録を確認したところ、昭和48年12月31日にA社 を資格喪失し、49年1月1日に親会社であるB社で資格取得したと記録 されているが、資格喪失日以降も同事業所で継続して勤務しており、加 入記録が1か月間の空白となっていることに納得がいかないので、申立 期間について厚生年金保険の加入記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間当時に係るA社での勤務の実態について、複数の同僚が、「申立人は、申立期間当時に同社で勤務していた。」と証言している上、申立人の雇用保険の加入記録は、昭和47年8月1日から51年12月31日まで確認できることから、申立人は申立期間当時も同社において継続して勤務していたと認められる。

また、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿及びオンライン記録によると、A社は昭和48年12月31日に適用事業所でなくなっているものの、複数の同僚(当時の経理担当者を含む)は、「厚生年金保険被保険者資格を喪失することについて会社からの説明は受けていない。A社の事業は継続しており、同社で働いていたので昭和48年12月分の給与から申立期間の

保険料は控除されていたと思う。」旨述べている上、申立人から提出された申立期間の前後(昭和48年11月分及び49年1月分)に係る同社の給料明細書から、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。一方、上述のとおり、A社は昭和48年12月31日に適用事業所でなくなっているが、同社に係る法人登記簿により、昭和45年1月9日の会社設立から平成18年9月30日まで登記されていることが確認できる上、申立期間当時に同社の役員であった者及び複数の同僚は、申立期間当時、従業員が20人くらいいたと述べていることから、当該事業所は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年11月の社会保険事務所(当時)の記録から、8万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和16年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月31日から49年1月1日まで 私の厚生年金保険記録を確認したところ、昭和48年12月31日にA社 を資格喪失し、49年1月1日に親会社であるB社で資格取得したと記録 されているが、資格喪失日以降も同事業所で継続して勤務しており、加 入記録が1か月間の空白となっていることに納得がいかないので、申立 期間について厚生年金保険の加入記録として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

A社の親会社であるB社が保管する申立人に係る人事カードにより、申立人は、昭和47年8月1日にB社からA社に異動し、申立期間を含む49年9月30日まで継続して勤務していることが確認できる。

給料明細書から、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。一方、上述のとおり、A社は昭和48年12月31日に適用事業所でなくなっているが、同社に係る法人登記簿により、昭和45年1月9日の会社設立から平成18年9月30日まで登記されていることが確認できる上、申立期間当時に同社の役員であった者及び複数の同僚は、申立期間当時、従業員が20人くらいいたと述べていることから、当該事業所は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年11月の社会保険事務所(当時)の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚 生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはでき ない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和3年生

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年1月1日から47年5月15日まで

② 昭和62年10月1日から63年7月9日まで

私は、昭和28年3月25日にA社に入社し、63年7月9日まで勤務したが、厚生年金保険の加入記録は47年5月15日から62年10月1日までとなっており、申立期間の加入記録が無いので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について

B事務所から提出された退職者名簿及び申立人と同じ所属先で一緒に勤務していたとする同僚から提供されたA社発行の雇用期間を証明する文書によれば、申立人は、昭和28年1月9日から62年9月30日までA社に継続して勤務していたことが確認できる上、申立人から提出された雇用通知書(昭和45年5月11日及び46年2月2日発行)においても、当該通知書の発行日の時点において申立人がA社に在籍していたことが確認できる。

しかしながら、上述のA社発行の雇用期間を証明する文書に記載されている25人(申立人並びに申立人と職種及び業務内容が同じであったとする同僚3人を含む。)の雇用期間とオンライン記録による厚生年金保険被保険者資格取得日をみると、全ての者が申立期間①より前に雇用されているにもかかわらず、被保険者資格取得日は、昭和47年5月15日以降となっている。

また、複数の同僚は、「A社はC政府の機関であったため、復帰前は厚生年金保険に加入しておらず、C国の年金制度に加入している同僚もいた。A社が厚生年金保険に加入した時期はほかの部署より遅かった。」と述べており、B事務所でも、「以前、A社で勤務していた人の話では、『A社はC国が管轄する特殊な部署で、復帰までは厚生年金保険には加入しておらず、上司からC国の年金か国民年金のどちらかを選んで加入するように指示があった。』とのことである。」と述べている。

さらに、申立人に係る雇用保険の資格取得日は、オンライン記録における厚生年金保険被保険者資格取得日と同日の昭和 47 年 5 月 15 日であることが確認でき、雇用保険の加入記録が確認できた同僚 11 人全員についても申立人と同様に厚生年金保険と雇用保険の被保険者資格取得日が一致していることが確認できる。

## 2 申立期間②について

上記のB事務所から提出された退職者名簿及び上述のA社発行の雇用期間を証明する文書によると、申立人が昭和62年9月30日にA社を退職していることが確認でき、雇用保険の加入記録における離職日も一致している上、申立人がA社を退職した日について複数の同僚に聴取したものの明確に覚えている者はおらず、具体的な証言は得られなかったことから、申立期間②における同社での勤務実態は確認できない。

なお、オンライン記録によると、上述のA社発行の雇用期間を証明する文書に退職日が記載された20人(申立人を含む)全てが、退職日の翌日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる上、国民年金被保険者名簿及びオンライン記録から、申立人が申立期間②の一部の期間について国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

3 このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除 について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。